



## 国家安全維持条例の成立について

### 1. 国家安全維持条例の成立について

香港政府は2024年3月19日、香港基本法（憲法に相当）第23条に基づく「国家安全維持条例」が立法会で全会一致により可決され、成立しました。

国家安全維持条例は国家安全維持法の補完となり、2024年1月30日に政府保安局が発表した叩き台文書に記載された5つの取り締まり対象（1. 国家への反逆、2. 反乱と扇動、3. 国家機密の不正入手とスパイ行為、4. 国家の安全に危害を加える破壊などの活動、5. 域外からの干渉と国家の安全に危害を加える組織）が確立されることになりました。

成立された条例は法案提出時から一部の修正がありました。「域外勢力」の定義には、対象を広範に解釈できそうな余地のある「国際組織」が含まれることから、香港の市民や団体、企業の国際交流を萎縮させかねないとの指摘があったため、立法会に当初提出した条例案の段階では罪名を単に「域外からの干渉」としていたのを、可決された条例では「国家の安全に危害を加える域外からの干渉」と修正することで違法行為の要件を明確にしています。

条例違反の場合は刑罰が科され、武力を用いた国家への反逆行為や反乱行為、または域外勢力と結託して国家の安全に危害を加える破壊活動の場合、最高は終身刑で、スパイ活動には最高で禁錮20年が科される可能性があります。

### 2. 法人税及び個人所得税の申告期限について

香港税務局は2024年3月22日、2023/24年度の税務申告スケジュールを発表しました。

#### (1) 法人税

- 申告用紙（BIR51）を2024年4月2日に一斉発行
- 決算日ごとの申告期限は以下の通り

会社の決算期	税務申告期限
2023年4月～11月（Code N）	2024年5月2日
2023年12月（Code D）	2024年8月15日
2024年1月～3月（Code M）	2024年11月15日
2023年1月～3月（損失会社の特例）	2025年1月31日

#### (2) 個人所得税

- 申告用紙（BIR60）を2024年5月2日に一斉発行
- 申告期限は2024年6月3日

フェアコンサルティング グループ

# FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台北・台中・香港



FAIR CONSULTING  
GROUP

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話：+852-2156-9698

担当：山口（YAMAGUCHI）日本国公認会計士

[ka.yamaguchi@faircongrp.com](mailto:ka.yamaguchi@faircongrp.com)

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。